

議会改革調査特別委員会会議録

令和6年6月14日（金）
安平町議会 議員控室

1 協議事項

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 事件
 - (1) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
 - (2) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について
- 4 閉会

2 出席委員（9名）

職名	氏名	職名	氏名
委員長	梅 森 敬 仁	委員	工 藤 秀 一
委員	米 川 恵美子	委員	小笠原 直 治
委員	鳥 越 真由美	委員	三 浦 恵美子
委員	箱 崎 英 輔	委員	内 藤 圭 子
委員	高 山 正 人		

欠席委員：田村興文、工藤隆男

3 委員外出席議員

職名	氏名
議長	多 田 政 拓

4 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木 林 一 雄	課長補佐	石 塚 一 哉

会 議 の 顛 末

[開会 午後0時1分]

1 開 会

2 委員長あいさつ

- (梅森委員長) 時間が無いようですので田村委員と工藤委員は欠席ですが、定足数に達していますので只今から第 10 回議会改革調査特別委員会を開会します。

3 事 件

- (梅森委員長) 早速、3の事件に入ります。(1)安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。それでは事務局の方から説明をお願いします。
- (木林局長) 1番と2番合わせてでもよろしいですか。
- (梅森委員長) いいですよ。どうぞ。
- (木林局長) まず1点目の個人情報条例の関係ですが、こちらは刑法が令和4年に一部改正になりまして来年の6月から施行されるのですが、改正の内容は懲役刑、禁固刑というのが廃止され、今度は拘禁刑という呼び名に変更になっています。これに伴いまして議会の個人情報の保護に関する条例の53条、54条、55条に出てくる懲役を拘禁刑に変えさせていただきたいという内容です。これが1点目です。

それから2点目の個人情報条例施行規則の一部改正については新旧対照表を付けさせていただいていますが、赤い文字で表記したものは議長会の方からこれ作る時に何回もここ直せ、ここ直せと来ていたのですよ。それで直して議員の皆さんに説明をして告示したのですが、その後にもまた来てですね、保留にした部分が赤い文字の改正の部分です。全体的に何か影響があるですとか、大きく変わるというものではありませんので言い回しが不適切なものを適切にしたり、あと処分の決定があった場合の訴訟を起こす際の起算日のカウントの

仕方だとかを適切に直すのが赤い文字の部分です。青い文字は国の個人情報保護法の施行規則の改正に伴いまして、3か所ありますが、その改正に合わせてこちらの個人情報保護条例施行規程も合わせて変えるというものになっています。こちらが意図的に変えるとかではなくて、法律の改正、それから議長会から保留になっていた分を今回併せて改正させていただきたいということで1件目、2件目の内容になっています。

それから喋ったついでですので、条例改正とは別件なのですが、議会のデジタル化で初期投資の費用ですとか、ランニングコストの部分を後々明らかにしますということで以前お話していたのですが、今回資料がまとまりましたので配布させていただきたいと思いますので、後ほど時間がある時にご覧いただければと思います。説明は以上です。

- （梅森委員長） ありがとうございます。それでは（1）（2）含めて何か質疑があれば。ありませんか。ある程度確認事項という趣旨ですので、ではこのとおりでよろしいですね。
- （一同） はい。
- （梅森委員長） ではそのように決めます。以上をもちまして議会改革調査特別委員会を閉じます。ご苦労様でした。
- （一同） ご苦労様でした。
- （木林局長） ごめんなさい。最後ですね、昨日議会運営委員会で報告させていただいたのですが、前の議会懇談会の中で遠浅の住民の方から議会中継を見ていて答弁する課長職の名前がわからないということで、わかるようにしてほしいということでご依頼がありまして、5月の庁内会議でお話をさせていただきまして。ここの部分に名前を付けたりそういった対応をさせてもらえないかということで話はしたのですが、如何せん町の個人情報の取扱いというのが細かい部分の運用がまだ、まだというか決まっていない状況なのですよね。仮にその住民の意向を受けてここに名前を表記して管理職の個人情報を流した時に後々また管理職が変わった時に何の規定に基づいてやっているんだとか取扱いがまた元に戻ってしまうようなことも懸念されますし、これから先女性管理職ということも想定されるものですから、とりあえず今ルールが決まっていないという状況なものですから、そこは当面現状のままさせていただきたいということで説明員の方にも報告しましたし、昨日の議運でも報告しましたので、改めまして議員の皆様にご場をお借りしてそういう状況だということでご報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ご意見いただいたご本人には後ほど私の方から直接ご連絡したいと思っています。そういうことでお願ひします。

閉会 午後0時7分

会議の経過を記録してその相違ない事を証する為、安平町議会委員会条例第26条第1項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 _____

副委員長 _____